

毎週火、金曜日発行（但休日にかゝるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
- 検定供用藪の抽出場所等
- 肥料の登録更新
- 保安林の解除予定
- 身体障害児童のレントゲン診断料の免除
- 土地改良事業計画の縦覧
- ◇収用委規則 鳥取県収用委員会運営規程

告示

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、尙徳村四ヶ村堰土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤

茂

退任した役員の名及び住所

理事長 生田 正弘 米子市兼久

理事 来海 章 " "

" 山本 繁市 " 日原

" 青砥 延寿 " "

" 遠藤 寿市 " 奥谷

" 佐藤 兼寿 " "

" 竹内 弘 " 石井

" 斉木 茂樹 " "

" 佐藤 徳堯 " 奥谷

監事 斉木 光昌 " 石井

" 斉木 光昌 " 石井

" 遠藤 吉重 " 兼久

" 大谷 尙雄 " "

就任した役員の名及び住所

理事長 高田 三郎 米子市兼久

理事 木下 清晴 " "

山本繁市	日原
大谷尙雄	奥谷
遠藤寿市	石井
佐藤兼寿	奥谷
竹内弘	石井
斉木茂樹	奥谷
監事 佐藤徳堯	奥谷
斉木光昌	石井
遠藤吉重	兼久
青砥延寿	日原

一 検定供用糞抽出場所

生糞取扱場所の所在地

- 鳥取市富安一九八番地
- 八頭郡那家町大字宮谷二六一番地
- 倉吉市福吉町一、一六八番地
- 西岩倉町二、二一六番地
- 東伯郡東伯町大字逢東九五〇番地

同上 名称

- 郡是製糸株式会社鳥取乾繭場
- 郡家農業協同組合繭集荷所
- 郡是製糸株式会社倉吉工場
- 鳥取県蚕糸協同組合倉吉事務所
- 鐘淵紡績株式会社福知山工場浦安乾繭所

鳥取県告示第二百五十九号
 蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第二十二号）第三条ノ
 五第二項及び第三項の規定に基く昭和三十二年度の検定
 供用糞の抽出場所および時間を次のように指定する。

昭和三十二年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 米子市旗ヶ崎五七八番地 日本レイヨン株式会社米子製糸工場
- 糞町二丁目一二〇番地 鳥取県蚕糸協同組合
- 福市一六二番地 平木商店
- 明治町四〇番地 松尾商店購糞所
- 境港市外江町二、〇七二番地 外江町農業協同組合繭集荷所
- 二 検定供用糞の抽出時間
- 春蚕期および初秋蚕期 午前六時から午後七時まで
- 晚秋蚕期 " 七時から " 六時まで

鳥取県告示第二百六十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七条）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十二年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント） 窒素全量 磷酸全量 加里全量	生産業者の住所氏名
鳥取県第一九〇号	五、〇魚荒かす粉末	五・〇 五・〇 一	鳥取市湯所一六〇 倉谷 常一
" 第二一一号	五、〇菜種油かす	五、〇 二、〇 一、〇	" 湖山町新川六六二 影井 正芳

〃〃 第二二二号 くみあい水稻複合肥料 八、四 五、六 一一、〇

倉吉市八屋八二ノ一
西郷農業協同組合
組合長理事 宮脇 清

鳥取県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

所 在 場 所	番 号	全 面 積	解除予定 面積積	指定の目的 解除の理由	申 請 者
市郡一町村一大字一字一地		台帳一実測	(実測)		

鳥取 賀露 一 上浜 一、七〇三ノ四二二、〇〇〇

町 〇〇〇六 町 〇〇〇六 町 〇〇〇六
風害の防備 鳥取市長 入江 昶
指定理由の消滅

鳥取県告示第二百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二第一項の規定による身体に障害のある児童でその診査にあたりレントゲン診断を必要とする児童については、鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条

例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間診査の際のレントゲン診断料を免除する。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、気高郡青谷町大字北河原田中民蔵ほか十四人の者から青谷町大井手土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年六月一日から同年六月二十日まで

三 縦覧の場所

気高郡青谷町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

収用委員会規則

鳥取県収用委員会運営規程をここに公布する。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県収用委員会会長 森 田 康

鳥取県収用委員会規則第一号、

鳥取県収用委員会運営規程

(目的)

第一条 この規程は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第五十九条の規定により法に定めるもののほか、鳥取県収用委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に関し必要なことを定めることを目的とする。

(会長及びその職務代理者の互選)

第二条 法第五十六条第二項の規定による会長の選出は無記名投票の方法で行い、有効投票の最多数を得た者をもつて会長とする。

この場合において得票数の同じ者が二人以上あるときは、くじで定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、第一項の選出につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 法第五十六条第四項の互選は、指名推せんの方法による。

(会議の招集)

第三条 会長は、会議を招集しようとするときは会議開催の十日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(審理の開始公告)

第四条 委員会が審理を開始する場合は、あらかじめ審理の期日、場所及び件名を公告しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りでない。

(欠席の通知)

第五条 委員は、病気その他の事由により会議及び審理に出席することができないときは、会議開催の五日前までにその旨を会長に通知しなければならない。

(議事録調製及び署名)

第六条 会長は議事録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 議事録には、会長及び会議において定められた二人以上の委員が署名しなければならない。

(収用委員会の庶務を処理する職員)

第七条 収用委員会の庶務を処理する職員は、会長の許可を受けて会議に、出席し、事案について説明し、又は意見を述べることができる。

(会長の専決事項)

第八条 会長の専決処理事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十三条の規定による裁決申請書及びその添付書類の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下
- 二 法第四十四条第一項の規定による裁決申請書の送達

付及び裁決の申請があつた旨の通知

三 法第四十六条第二項の規定による審理の期日及び場所の通知

四 法第六十六条第三項の規定による裁決書及び決定書の送達

五 法第九十四条第四項の規定による裁決申請書の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下

六 法第九十四条第五項の規定による審理の期日及び場所の通知

七 法第九十四条第六項の規定による裁決書の送達

八 法第九十七条の規定による確認申請書の欠陥の補正並びに補正をしない場合の却下

九 法第九十八条第一項の規定による確認申請書の写の送付

十 法第二百二十条の規定による確認書及び確認拒否書の送達

第九條 委員会及び会長の公印は、次のとおりとする。

鳥取県
収用委員
会印

鳥取県収用
委員
会長印

附 則

この規則は、昭和三十二年五月十日から施行する。